

ウェルカムボードで記念撮影を!



お持ちになられたカメラ等で撮影ができます。

お子さんの出生届けや婚姻届けの手続きの際にオススメです!

本庁1階市民課前に設置中!

市では、記念撮影が自由にできる**ウェルカムボード**を設置しています。
職員にお声掛けいただければ喜んで対応しますので、是非ご利用ください!

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線104

自立支援医療受給者証および精神障害者保健手帳をお持ちの方へ

新型コロナウイルス感染症の対策のため、下記のとおり有効期間の延長措置が執られることとなりました。

自立支援医療受給者証

- 有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方は、**期間が1年間自動延長**されます。
・延長にかかる**手続きは不要**です。診断書の提出期間も、合わせて延長いたしますので、下記の(例)のように、**読み替えて**ご利用ください。

(例) 令和2年11月30日まで ⇒ 令和3年11月30日まで
医療用1年目 医療用1年目

※既に病院へ診断書を申請済みの方や、新規申請の方、手帳との同時申請を行う方等、申請を希望される方については通常どおり受け付けています。また、受給者証のページが足りなくなった場合も、市役所窓口までお申し出ください。

精神障害者保健福祉手帳

- 有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方は、**診断書の提出が1年猶予**されます。ただし、市町村窓口への更新の申請は通常通り必要となります。

※診断書の提出を免除するものではないため、1年を超えて診断書が提出されない場合には、必要な書類が揃わないこととなり、無効となりますのでご注意ください。

問 本庁 社会福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線135

家庭的保育事業および保育補助業務等紹介セミナー開催について

県ではいばらき保育人材バンクを運営し、保育業界での勤務を希望する方の支援を行っています。保育施設と就業希望者のマッチングや、少人数で家庭的保育者の居宅などで行う家庭的保育についてのセミナーを開催します。

必要な研修の案内等もしますので、詳細を確認のうえ、ぜひご参加下さい。
ホームページ「茨城県 家庭的保育事業」で検索

問 茨城県子ども未来課 ☎029-301-3253